

老齡加算の復活を

新潟生存権裁判原告訴え

東京高裁

生活保護の老齡加算廃止は憲法25条に違反するとして全国でたたかわれている生存権裁判の新潟訴訟で、東京高裁（難波公一裁判長）の第1回口頭弁論が19日、開かれ、88歳の女性原告が加算廃止後の生活実態を陳述し、加算の復活を求めました。

70歳以上の高齢者に支払われていた老齡加算は06年4月全廃。保護費の約20%も削減されました。

原告の長谷川シズエさん（新潟市）は、

3年前まで借家に住んでいました。猛暑の中で、クーラーのない生活で疲労がたまり自転車で転倒。その後、介護施設に入居すると生活扶助費が出なくなり、自由に使えるお金がなくなりました。

「老齡加算さえあれば、クーラーを買うお金をためることができた」と話し、廃止された老齡加算の支払いを訴えました。

竹下義樹全国弁護団長は、新潟の原告らの保護費は大都市の同年齢の利用者と比較して

少ないことにふれ、老齡加算の廃止で「困窮どころか健康を維持することさえできない原告らの実態に向き合って審議することを求める」と強調しました。

口頭弁論後の報告集会。原告の阿部長治さん（87）（新潟市）は、最後までたたかう決意を表明。大澤理尋（みちひろ）弁護士が全国の支援を求めました。

金沢大学客員教授で生存権裁判を支援する全国連絡会の井上英夫会長は、生活保護基準の引き下げに反対する多くの人たちと連帯して、運動をさらに広げることが呼びかけました。